

大分県報

令和七年
第六四四号
九月三十日

（火曜日）

目次

告示

幼稚園型認定こども園等の運営の指針を定める告示の一部改正	一
地籍調査の成果の認証	一
付保義務の発生	二
指定漁船調査の縦覧（三件）	二
道路の供用開始	三
道路占用の制限	三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除（二件）	四
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（二件）	六
指定確認検査機関の指定	一八
選挙管理委員会告示	一八
病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正	一八
人事委員会告示	一九
労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正	一九
公安委員会告示	一九
乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関する合意（三件）	一九
公告	二〇
県営土地改良事業の工事の完了	二〇

告示

大分県告示第三百七十五号	一
幼稚園型認定こども園等の運営の指針（平成十八年大分県告示第九百二十二号）の一部	一

を次のように改正する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第二の第一号中「学校教育法」の下に「（昭和二十二年法律第二十六号）」を加え、第二の第五号の9中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第二十八条第二項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二十七条の二第一項各号）」に改める。

附則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。

大分県告示第三百七十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
竹田市	令三・一〇・一五から令六・二・二〇まで	竹田市大字次倉の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市大字次倉の一部	令七・九・一六
杵築市	令四・六・七から令六・三・一二まで	杵築市山香町大字南畑の一部の地籍図及び地籍簿	杵築市山香町大字南畑の一部	令七・九・一六
杵築市	令四・六・七から令六・三・一二まで	杵築市大字横城の一部の地籍図及び地籍簿	杵築市大字横城の一部	令七・九・一六
杵築市	令四・六・七から令六・三・一二まで	杵築市大字大内の一部の地籍図及び地籍簿	杵築市大字大内の一部	令七・九・一六

竹田市	令四・六・二五から令六・三・六まで	竹田市大字岩瀬の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市大字岩瀬の一部	令七・九・一六
竹田市	令三・一〇・一五から令六・三・八まで	竹田市荻町陽目の一部の地籍図及び地籍簿	竹田市荻町陽目の一部	令七・九・一六
大分市	令二・四・一から令四・三・三一まで	大分市泉町・碩田町一〜三丁目地籍図及び地籍簿	大分市泉町・碩田町一〜三丁目	令七・九・一六

大分県告示第三百七十七号

白杵市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第三百七十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

国東市安岐町下原二千四百五十二番地
土本 眞佐人
国東市安岐町下原五百八番地三十六市宮楓江住宅十一一

木村 純

国東市安岐町下原四百五十番地十一

山内 智和

2 加入区

安岐町加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年九月三十日から同年十月十四日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 国東市安岐町下原二千二百三十五番地の十七

大分県漁業協同組合安岐支店事務所

大分県告示第三百七十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

杵築市大字守江三千七百四十二番地四十一
堀 利正
杵築市大字守江三千七百八十九番地五
平井 政広
杵築市大字守江三千七百四十二番地四十一
堀 靖昭

2 加入区
守江加入区

3 法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年九月三十日から同年十月十四日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 杵築市大字守江四千七百七十七番地五

大分県漁業協同組合杵築支店事務所

大分県告示第三百八十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五
条第一項の規定により、次ののとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。
以下「法」という。）第十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつた
ので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧
に供する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

速見郡日出町大神五千八百五番地二十一

中山 公夫

速見郡日出町大神五千七十六番地九

北野 和貴

速見郡日出町大神五千四百二十七番地

高松 一郎

2 加入区

大神加入区

3 法第十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合
二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年九月三十日から同年十月十四日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二) 速見郡日出町大神五千四百十八番地

大分県漁業協同組合日出支店事務所

大分県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の
供用を開始する。

その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い
て一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道文珠山浜線

国東市国見町赤根字的石九四三番一地从先から
国東市国見町赤根字中野七九五番一まで

令七・九・三〇

大分県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、次のように道路
の占用を制限する区域を指定する。

その関係図面は、令和七年九月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い
て一般の縦覧に供する。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 占用を制限する区域

道路の種類及び路線名				区 域	
一般国道二一七号		白杵市大字福良字稗尻一九〇四番一から 白杵市大字福良字稗尻一九〇七番七まで		指定を解除する区域の名称	
一般国道五〇二号		白杵市野津町大字西畑字神平六五四番一から 白杵市野津町大字西畑字神平七〇七番三まで		所在地	
県道庄内久住線		由布市庄内町大龍字台二一八八番三から 由布市庄内町五ヶ瀬字向梶屋九二番一まで		指定の区分	
県道湛水挾間線		大分市大字太田一三八五番三地先から 大分市大字太田一三八五番五地先まで		土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
<p>二 制限の対象とする占用物件</p> <p>新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更 新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地 を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>三 占用を制限する理由</p> <p>緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を 防止するため。</p> <p>四 占用の制限を開始する期日</p> <p>令和七年十月一日</p>					
<p>大分県告示第三百八十三号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五 十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災 害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。</p> <p>令和七年九月三十日</p>					
土砂災害		法第九条第二項 に規定する土砂		大分県知事 佐藤 樹一郎	
浦代南		津久見市大字長目		土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
(D) 栗林②		白杵市大字下ノ江		土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
大園(D)		大分市大字河原内		土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊		急傾斜地の崩壊	
指定年		平成二十九年三月二日		平成二十五年三月二日	
区域の表示		別図のとおり		別図のとおり	
災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害		別図のとおり		別図のとおり	
備考		（「別図」は、省略し、白杵土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）		（「別図」は、省略し、大分土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）	

害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を、次のとおり解除する。
令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

川中 大山 ②	川中 大山 ①	上谷 川	指定を 解除す る区域 の名称	所在地	指定の 区分	土砂災 害の発 生原因 となる 自然現 象の種 類	指定年 月日及 び告示 番号	区域の 表示	法第九条第二項 に規定する土砂 災害警戒区域等 における土砂災 害防止対策の推 進に関する法律 施行令（平成十 三年政令第八十 四号）で定める 事項	備 考
日田市 大山町 西山	日田市 大山町 西山	日田市 上津江 町上野 田					平成三 十年三 月十三 日大分 県告示 第九百 十七号	別図の とおり		
土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域					平成二 十六年 十一月 二十五 日大分 県告示 第七百 二号	別図の とおり	別図のとおり	
土石流	土石流	土石流								
平成二 十六年 十一月 二十五 日大分 県告示 第七百 号	平成二 十六年 十一月 二十五 日大分 県告示 第七百 号	平成三 十年三 月十三 日大分 県告示 第九百 十七号								
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり								
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり								

（「別図」
は、省略し、
日田土木事務
所に備え置い
て縦覧に供す
る。）

平島 (B)	平島 (A)	刃連 ②	(B) 法 恩寺	(A) 法 恩寺	
日田市 大字東 有田	日田市 大字東 有田	日田市 大字日 高	日田市 大字日 高	日田市 大字日 高	日田市 大字日 高
土砂災 害警戒 区域及 び土砂	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域	土砂災 害警戒 区域及 び土砂 災害特 別警戒 区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊
平成三 十年三 月十三 日大分 県告示 第九百 十七号	平成三 十年三 月十三 日大分 県告示 第九百 十七号	平成二 十八年 一月十 九日大 分県告 示第三 十六号	平成二 十六年 十一月 二十五 日大分 県告示 第七百 二号	平成二 十六年 十一月 二十五 日大分 県告示 第七百 二号	平成二 十六年 十一月 二十五 日大分 県告示 第七百 二号
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり

令和七年九月三十日

大分県報（告示）

大分県告示第三百八十五号		災害特 別警戒 区域		県告示 第九 百九 十七号	
<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。</p> <p>令和七年九月三十日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p>					
指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項
大園(D)	大分市大字河原内	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
川ノ上①	大分市大字入蔵	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
弓ノ木谷川①	大分市大字辻原	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
弓ノ木谷川②	大分市大字辻原及び	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
備考					
<p>（「別図」は、省略し、大分土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）</p>					
矢ノ原③	大分市大字竹矢	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
岡⑩	大分市大字竹矢	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
岡⑨	大分市大字竹矢	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
岡⑧	大分市大字竹矢	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
矢ノ原②	大分市大字竹矢	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
矢ノ原①	大分市大字竹矢	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
支田川	大分市大字太田	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり
入蔵					

石合③	奥③	湛水②	下詔③	原村	鶴迫①	前田③	迫谷④	
大分市 大字今	大分市 大字上 詔	大分市 大字上 詔	大分市 大字下 原	大分市 大字下 原	大分市 大字太 田	大分市 大字太 田	大分市 大字竹 矢	
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域							
急傾斜 地の崩 壊								
別図の とおり								
別図のとおり								

令和七年九月三十日

--	--	--	--	--	--	--	--	--

伊小野 川③	中村川 ⑥	栢ノ木 川③	高津原 川④	阿蘇野 川	七蔵司 川①	宮の谷 川	石合④	
由布市 庄内町 阿蘇野	由布市 庄内町 阿蘇野	由布市 庄内町 阿蘇野	由布市 庄内町 阿蘇野	由布市 庄内町 阿蘇野	由布市 挾間町 七蔵司	由布市 挾間町 筒口	大分市 大字今 市	
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域							
土石流	急傾斜 地の崩 壊							
別図の とおり								
別図のとおり								

大分県報 (告示)

時松③	時松②	時松①	日ヶ暮 川⑤	十合野 川①	伊小野 川⑥	伊小野 川⑤	伊小野 川④	
由布市 挾間町 時松	由布市 挾間町 時松	由布市 挾間町 時松	由布市 庄内町 阿蘇野	由布市 庄内町 阿蘇野	由布市 庄内町 阿蘇野	由布市 庄内町 阿蘇野	由布市 庄内町 阿蘇野	
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり								
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	
小原③	小原②	小原①	後田②	古園	北田代 ⑤	詰③	時松④	
由布市 庄内町 庄内原	由布市 庄内町 庄内原	由布市 庄内町 庄内原	由布市 庄内町 西	由布市 庄内町 測	由布市 挾間町 田代	由布市 挾間町 内成	由布市 挾間町 時松	
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域							
急傾斜 地の崩 壊								
別図の とおり								
別図のとおり								

	橋爪下	④ 佐平治	③ 佐平治	水足③	② 小松台	① 小松台	馬米④	東家	
	高岡 庄内町 由布市	高岡 庄内町 由布市	高岡 庄内町 由布市	高岡 庄内町 由布市	高岡 庄内町 由布市	高岡 庄内町 由布市	中 庄内町 由布市	庄内町 庄内町 庄内原	
	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂								
	壊 地の崩 急傾斜								
	と 別図の とおり								
	別図のとおり								
	大工川	⑤ 堤内川	④ 堤内川	③ 堤内川	(D) 栗林②	下市	宇南①	橋爪上	
	山 大字武 臼杵市	山 大字武 臼杵市	山 大字武 臼杵市	山 大字武 臼杵市	ノ江 大字下 臼杵市	下市 挾間町 由布市	高岡 庄内町 由布市	高岡 庄内町 由布市	
	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂								
	土石流	土石流	土石流	土石流	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	
	と 別図の とおり								
	別図のとおり								
	九					（「別図」は、省略し、臼杵土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）			

令和七年九月三十日

大分県報（告示）

桐木⑥	後野上③	後野上②	西⑤	串野下⑪	湯坪⑥	湯坪⑤	
野上 九重町 大字後	野上 九重町 大字後	野上 九重町 大字後	野上 九重町 大字後	田 九重町 大字町	坪 九重町 大字湯	坪 九重町 大字湯	坪 九重町 大字湯
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域及び土砂 災害特別警戒 区域						
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊						
別図の とおり	別図の とおり						
別図のとおり	別図のとおり						

令和七年九月三十日

大分県報（告示）

刃連②	(B) 法恩寺	(A) 法恩寺	川② 中大山	川① 中大山	上谷川	指定区域 の名称	所在地	指定の区分	土砂災害 の発 生原因 となる 自然現 象の種 類	区域の 表示	法第九条第二項に規定 する土砂災害警戒区域 等における土砂災害防 止対策の推進に関する 法律施行令（平成十三 年政令第八十四号）で 定める事項	備考
日田市	高 大字日 日田市	高 大字日 日田市	西大山 日田市 西大山	西大山 日田市 西大山	日田市 上津江 町上野 田	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土石流	別図の とおり		
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土石流	別図の とおり		
急傾斜	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	別図の とおり		
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図のとおり		
別図のとおり	別図のとおり											

大分県告示第三百八十六号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。
令和七年九月三十日
大分県知事 佐藤 樹一郎

（「別図」は、省略し、日田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山ノ台	橋ノ本	狐塚	日向市②	日向市①	土ヶ迫	中野	本大野	
日田市 天瀬町 五馬市	日田市 天瀬町 五馬市	日田市 天瀬町 五馬市	日田市 天瀬町 五馬市	日田市 天瀬町 五馬市	日田市 天瀬町 五馬市	日田市 前津江 町大野	日田市 前津江 町大野	日田市 前津江 町大野
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域							
急傾斜 地の崩 壊								
別図の とおり								
別図のとおり								

令和七年九月三十日

追	夕川①	尾先	宇土③	石田平	宮ノ先	杉ソノ	栃井②	
日田市 天瀬町 出口	日田市 天瀬町 出口	日田市 天瀬町 赤岩	日田市 天瀬町 五馬市	日田市 天瀬町 五馬市	日田市 天瀬町 五馬市	日田市 天瀬町 五馬市	日田市 天瀬町 五馬市	日田市 天瀬町 五馬市
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域							
急傾斜 地の崩 壊								
別図の とおり								
別図のとおり								

大分県報 (告示)

塩見園 塩見園 ①	塩見園 上爪 ⑥	塩見園 上爪 ③	塩見園 上爪 ②	塩見園 花木 ②	塩見園 花木 ①	塩見園 上爪 ①	二ツエ	
佐伯市 宇目大 字塩見	佐伯市 宇目大 字塩見	佐伯市 宇目大 字塩見	佐伯市 宇目大 字塩見	佐伯市 宇目大 字塩見	佐伯市 宇目大 字塩見	佐伯市 宇目大 字塩見	日田市 天瀬町 五馬市	
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜 地の崩 壊	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	
							（「別図」は、 省略し、佐伯土 木事務所に備え 置いて縦覧に供 する。）	
塩見園 塩見園 ⑨	塩見園 塩見園 ⑧	塩見園 塩見園 ⑦	塩見園 塩見園 ⑥	塩見園 塩見園 ⑤	塩見園 塩見園 ④	塩見園 塩見園 ③	塩見園 塩見園 ②	
佐伯市 宇目大 字塩見	佐伯市 宇目大 字塩見	佐伯市 宇目大 字塩見	佐伯市 宇目大 字塩見	佐伯市 宇目大 字塩見	佐伯市 宇目大 字塩見	佐伯市 宇目大 字塩見	佐伯市 宇目大 字塩見	園
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり				別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	

大平大	大平大 原⑯	大平大 原⑮	大平大 原⑭	大平大 原⑬	大平大 原⑫	大平大 原⑪	大平大 原⑩	原⑨
佐伯市	佐伯市 宇目大 字大平	宇目大 字大平						
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域及び土砂 災害特別警戒 区域						
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
重岡上 仲江②	江良久 土②	江良久 土①	大平上 仲江	大平大 原⑫	大平大 原⑪	大平大 原⑩	大平大 原⑨	原⑧
佐伯市 宇目大	佐伯市 弥生大 宇江良	佐伯市 弥生大 宇江良	佐伯市 宇目大 字大平	佐伯市 宇目大 字大平	佐伯市 宇目大 字大平	佐伯市 宇目大 字大平	佐伯市 宇目大 字大平	宇目大 字大平
土砂災害警戒 区域及び土砂 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域及び土砂 災害特別警戒 区域						
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

重岡③	重岡②	重岡①	重岡市⑤	重岡市④	重岡市③	重岡市②	重岡市①	
佐伯市 宇目大 字重岡	佐伯市 宇目大 字重岡	佐伯市 宇目大 字重岡	佐伯市 宇目大 字重岡	佐伯市 宇目大 字重岡	佐伯市 宇目大 字重岡	佐伯市 宇目大 字重岡	佐伯市 宇目大 字重岡	佐伯市 宇目大 字重岡
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり		別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	
千束豊④ 藤	千束豊③ 藤	千束豊② 藤	千束豊① 藤	重岡小 野	重岡宮 野	重岡市⑦ 園	重岡市⑥ 園	
佐伯市 宇目大 字千束	佐伯市 宇目大 字千束	佐伯市 宇目大 字千束	佐伯市 宇目大 字千束	佐伯市 宇目大 字重岡	佐伯市 宇目大 字重岡	佐伯市 宇目大 字重岡	佐伯市 宇目大 字重岡	
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	区域						
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

令和七年九月三十日

大分県報 (告示)

下直見 下口③	下直見 下口②	下直見 下口①	仁田原 枕杭	仁田原 細川内	堅田泥 谷	波当津 浦⑥	木立中 尾	
直見 直川下 佐伯市	直見 直川下 佐伯市	直見 直川下 佐伯市	原 直川大 字仁田	原 直川大 字仁田	田 大字堅	津浦 字波当	立 大字木	
災害特別警戒 区域及び土砂	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	災害特別警戒 区域	区域
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	
別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

--	--	--	--	--	--	--	--	--

下直見 新棚①	佐伯市 直川下 直見	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
下直見 新棚②	佐伯市 直川下 直見	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり

大分県告示第三百八十七号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条の二第一項及び第七条の二第一項の規定により、指定確認検査機関を次のとおり指定した。
 令和七年九月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 指定確認検査機関の名称及び住所
 名称 一般財団法人大分県建築住宅センター
 住所 大分市生石二丁目一番三十号
- 二 指定の区分
 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条に掲げる区分の全部
- 三 業務区域
 大分県全域
- 四 確認検査の業務を行う事務所の所在地
 大分市生石二丁目一番三十号
- 五 指定の有効期限
 令和七年九月十五日から令和十二年九月十四日まで

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十七号
 病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示（昭和五十年大分県選

挙管理委員会告示第四十五号)の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

大分県選挙管理委員会委員長 千野博之

一 指定病院中	
「大分記念病院	〃 羽屋四丁目二一八」を
「医療法人大分記念病院	〃 羽屋二丁目五一一〇」に改める。
四 指定老人ホーム中	
「ケアマンシヨンはなぞの	〃 花江川四一―二八」を
「ケアマンシヨンはなぞの	〃 花江川四一―二八
住宅型有料老人ホームほう	〃 羽屋二丁目五一一〇」に、
ふの里	〃 〃 下山口五八
「特別養護老人ホーム鈴鳴荘	〃 〃 国東町富来浦二三六八一―
社会福祉法人安岐の郷養護	〃 〃 国東町富来浦二三六八一―
老人ホーム松寿園	〃 〃 国東町富来浦二三六八一―
特別養護老人ホームくにさ	〃 〃 国東町浜崎二七五七一―六
きの郷	〃 〃 下山口五八
「特別養護老人ホーム鈴鳴荘	〃 〃 国東町小原二六二五一一
医療法人メデイケアアライ	〃 〃 〃 小原二六二五一一
アンズ住宅型有料老人ホー	〃 〃 〃 小原二六二五一一
ムホサナテラス	〃 〃 〃 小原二六二五一一
社会福祉法人安岐の郷養護	〃 〃 〃 富来浦二三六八一―
老人ホーム松寿園	〃 〃 〃 富来浦二三六八一―
特別養護老人ホームくにさ	〃 〃 〃 浜崎二七五七一―六
きの郷	〃 〃 〃 浜崎二七五七一―六

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第三号

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示(平成十一年大分県人事委員会告示第一

令和七年九月三十日

号)の一部を次のように改正する。

令和七年九月三十日

大分県人事委員会委員長 和田久継

第一号の表の十二の項中			
「大分県立南石垣支援学校	を	「大分県立別府やまなみ支援学校	」に、
「大分県立大分豊府中学校	を	「大分県立大分豊府中学校	」に改める。
「大分県立大分豊府中学校	を	「大分県立学びヶ丘中学校	」に改める。

附則
この告示は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第一号の表の十二の項の改正規定(「大分県立南石垣支援学校」を「大分県立別府やまなみ支援学校」に改める部分に限る。)は、令和八年四月一日から施行する。

○公安委員会告示

大分県公安委員会告示第93号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定により、大分市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について、次のとおり当該停車又は駐車に関係のある者と合意した。

令和7年9月30日

大分県公安委員会委員長 久家里三

- 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別表のとおり
 - 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲
大分市から委託を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者が道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
 - 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
- 大分バス株式会社と大分市との運行時刻等についての調整

大分県報(選管委告示・人事委告示・公安委告示)

停留所の名称	所在地	合意日
1 古宮	大分市大字古宮	令和7年8月7日

大分県公安委員会告示第94号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、中津市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について、次のとおり当該停車又は駐車に関係のある者と合意した。

令和7年9月30日

大分県公安委員会委員長 久 家 里

1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別表のとおり

2 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

中津市から委託を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者が道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

3 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

大交北部バス株式会社と中津市との運行時刻等についての調整

別表

停留所の名称	所在地	合意日
1 野路	中津市三光土田	令和7年8月7日

大分県公安委員会告示第95号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、津久見市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車について、次のとおり当該停車又は駐車に関係のある者と合意した。

令和7年9月30日

大分県公安委員会委員長 久 家 里

1 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称別表のとおり

2 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

津久見市から委託を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者が道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車

3 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項

白津交通株式会社と津久見市との運行時刻等についての調整

別表

停留所の名称	所在地	合意日
1 原	津久見市上青江	令和7年9月12日
2 蔵富	津久見市上青江	
3 道尾	津久見市上青江	
4 平岩	津久見市上青江	
5 中村屋	津久見市中町	
6 門前	津久見市門前町	
7 桜ヶ瀬	津久見市門前町	
8 松崎	津久見市新町	

公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

令和七年九月三十日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

事業名	着手年月日	完了年月日
県営農村地域防災減災事業（ため池整備） 颯呂池地区	令 四・ 九・ 二七	令 七・ 四・ 三〇
県営農村地域防災減災事業（ため池整備） 杵掛新池地区	令 三・ 九・ 二八	令 六・ 三・ 二五